

令和5年9月5日（火）

5 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただ今の出席議員は14人です。

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、一般質問を行います。

順序に従い、3番・篠塚啓一君の発言を許します。3番、篠塚啓一君。

(3番 篠塚啓一君 登壇)

○3番【篠塚啓一君】 では、通告順に従いまして、早速ですが、一般質問に入らせていただきたいと思えます。

今回は、公共事業の執行について、ということで、通告書にあるとおり、大きく2点質問いたします。

1点目として、公共事業が執行されるまでの過程はどのようになっているのか。

2点目として、どのようにして公共事業の契約方法、つまり一般質問通告書にも書かせていただきましたが、一般競争入札・指名競争入札・随意契約のいずれかに決まるのか、お答えください。

○議長【高橋正昭君】 執行部の説明を願います。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

町の公共事業は、事業を所管する部署において、計画、設計、積算をした上で、設計図書を作成し、入札を所管する総務課において、発注金額や案件の種類に応じて指名選考委員会等を開催、審議し、公告あるいは指名業者への通知、入札、落札者の決定、契約という流れで実施しております。

次に、2点目についてお答えいたします。

契約方法につきましては、建設工事の場合、発注金額3,000万円以上は一般競争入札、それ未満は指名競争入札により実施しております。

また、建設工事以外の案件につきましては、基本的に指名競争入札により実施しております。

随意契約に関しましては、地方自治法施行令第167条の2、上三川町財務規則第80条などの規定に基づき実施しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。入札という言葉のくくりから、一般競争入札、それから指名競争入札、それぞれどういったものになるのか、詳しくお答えいただけますか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

一般競争入札につきましては、ただ今町長の答弁でございましたように、工事の3,000万円以上、こちらのほうが一般競争入札、設計額がですね、3,000万円以上につきまして一般競争入札というふうになってございます。

それ以下の工事、あるいは委託については、指名競争入札ということで実施しております。

ただ、金額の小さいもの、あるいは特殊なものについては、更に随意契約というのがあるというところが実態でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 一般競争入札に参加できる業者さんというのはどういった、一般競争入札と、あと指名競争入札それぞれ、指名ということは業者さんが特定されているものかと思うんですけど、一般競争入札の場合というのはどういった形になりますか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

一般競争入札につきましては、町のほうで工事につきましていろいろな条件、資格等条件等を提示いたしますので、それに合致した業者、そういった者に入札に参加していただいと、そういったところでございます。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 一般競争入札の場合って、例えば建設工事とかであれば、最低限建設業許可を取得しているとか、そういった条件というのが付されるのかなと思うんですけど、不特定多数の業者さんが参加できるものと、指名競争の場合には当然町のほうで指名した業者さんのみというような形になるという認識でよろしいですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

一般競争入札につきましても不特定多数というのではなくて、町のほうにですね、指名参加願、こちらのほうを出している業者ということになってございますので、それを出している者のみが参加できるということになります。

更に、指名競争入札につきましてもそういった参加願を出している業者の中から指名すると、そういったところになります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると登録してある業者さんであれば、一般競争入札の場合であれば、ど

なたでもというか、そういった考えでいいんですか、参加するのは。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 工事のほうのですね、発注を出すときにですね、ある程度の条件などもありますので、そういったものに登録しているだけではなくてですね、こういった資格がある者とか、そういう条件などはその都度提示していますので、それに合った業者に参加していただいているというところでございます。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 条件が付されているというのは分かったんですけど、例えば指名競争入札の場合だと、町のほうから業者さんに対して声かけというか、ある程度指名、絞ってということになるかと思うんですけど、一般競争入札の場合にはそこまでの条件というか、それはないという考えでよろしいんですかね。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 一般競争につきましては、それを出すときにですね、告示いたしまして、広く一般に知らしめて入札を行っております。業者につきましても工事の今までの実績、そういったものも加味しながら、そういったものがないところは参加できませんので、そういったところを見ながら入札のほうを行っているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、町のホームページ上にこういった形で入札結果というか、公表されているかと思うんですけど、例えば、これ、令和4年度のところに載っていたものを出してみました。第1回から第22回までの入札結果というのが公表されてて、そこでお尋ねしたいんですけど、この入札結果全てが議会で諮られてはいないようなんですけど、どのような基準があって議会で諮る案件とそうでない案件というのは区別されているのかを教えてくださいませんか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

議会で諮るものにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、これに基づきまして、工事におきましては予定価格5,000万円以上、そして、物品等につきましては予定価格700万円以上ということで実施しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 ありがとうございます。そうすると、こういった入札の結果というのは町のホームページにも公表されているので、例えば透明性であったりとか正当性といったものはある程度担保されているんじゃないかなとは思いますが、そういった認識で間違いはありませんか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 入札にかけているものにつきましては、総務課のほうで全て担当しています。そちらにつきましては、全てうちのほうでチェックなどを行いながら、入札から工事の完成まで全

て見ていますので、それについて公表していますので、きちんとできているものというふうに理解しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、このように町のホームページ上で公表されている入札による契約だけが町で発注している公共事業ではなく、先ほど町長の答弁にもありましたように、地方自治法施行令第167条の2のところにある随意契約というものもあるかと思っておりますので、随意契約についてお伺いしたいと思います。

随意契約というのは、案件数の多い少額の契約での入札の手続というのを省略することで、事務手続の簡素化とか、それによる行政運営の効率化を目的とするようなものという考えでよろしいですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

随意契約につきましては、入札に付すまでもない、ただ今議員がおっしゃったように少額なもの、あるいは入札にかけるのがちょっと適当ではないもの、どうしても業者が他にやっているところがなくて特定されちゃうとか、あるいは災害など、そういったもので緊急性がある、災害だけではないですがね、すぐにこれは対応しなくちゃいけないもの、そういったもの等が随意契約ということで実施されているものと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、随意契約になるようなものの金額の基準というのがあるかと思うんですけど、そういったものを教えていただいてもよろしいですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、金額が決まっているのは少額のものでございますが、工事又は製造の請負、こちらは130万円以下、財産の借入れ、これにつきましては80万円、物件の借入れ、こちらが40万円、財産の売払い、こちらが30万円、物件の貸付け、こちらが30万円、そしてここに今まで定めていないもの、これが50万円、こちらにつきましては業務委託等が含まれるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今お答えいただいた金額に当たるものが少額の随意契約というものになるのかなと思うんですけど、これに関して言うと発注者側、つまり町になるかと思うんですけど、が事前に選定した数者からの見積り、そういったものを併せ持って決めるのか、あとはオープンカウンター方式というものもあるそうなんですけれど、上三川町の場合、何者からまず見積りを取っているのかというのが一つ。それからあとは、オープンカウンター方式というものによつての見積り合わせで業者を選定する場合もあるのかというのを教えてもらってもいいですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

見積りにつきましては、通常、少額などにおきましては3者を取ってもらおうということで実施してございます。

それから、もう1点のオープンカウンター方式、こちらにつきましてはちょっと私も勉強不足で、こちらのほうを存じ上げていないと。町のほうでも実施していないということになるかと思えます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今3者というお話だったんですけど、最低3者、それとも3者だけ、どちらになるんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 原則3者ということでございます。担当課、そこで必要だとなればそれ以上を取ることもあるかもしれませんが、業者がどうしてもそれほどやっていないと、少額なんですけどね、そうするとまた違うところになっちゃうかもしれないですが、そういった場合には2者ということもあるかとは思います。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 上三川町財務規則の第79条を見ると、一応、「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」というふうになっているので、今、課長がお答えいただいたものでもいいのかなどは思うんですけど。

先ほどちょっと僕のほうから言ったオープンカウンターというのは、特定の事業者だから、先ほどのお話だと例えば3者に声をかけるとか、ものによっては2者、そういったものということなのかと思うんですけど、特定の事業者に声かけをするのではなくて、公募によって契約者を決定する。だから、やりたいという人がいれば受け入れてというか、そういった形のものみたいなんですけれど。だから、事前に選定した数者から見積りを徴するということは指名競争入札に近いものかなと思いますし、オープンカウンターの場合だったら、先ほどの入札の話で言えば一般競争入札に近いものなんじゃないかなとは思っています。

先ほど課長の答弁にもあったように、例えば緊急性があるものとか、それから1者しかないものとか、そういったものというのが特命随意契約というものになるかと思うんですけど、この特命随意契約を締結するときには、随意契約理由書というものを作成しなければならないというふうにちょっと僕は見かけたんですけど、上三川町でもそういったものって作成はしているんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

理由書として作成しているというのはちょっと確認してないですが、ただ、実際に発注するときです、ね、こういった理由でこの1者だと、あるいは2者、あるいは緊急にやるんですよと、そういった理由は事業をです、ね、実施伺いを立てるときに理由は述べていますので、そういうところで満たしているのかなというふうには考えてございます。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 名目は様々なようで、今お聞きした随意契約理由書とか、あとは選定理由書とか、業者選定理由書、特命契約理由書などというふうな形でいろいろあるようなので、それは様々な形であるかと思うんですけど、ありがとうございます。

少額の随意契約、そういったものというのは先ほどの金額の基準というのでお尋ねしたとおりでよろしいかと思うんですけど、財務規則でちょっとお伺いしたいと思います。第82条に、「契約権者は、契約の相手方を決定したときは遅滞なく契約書を作成しなければならない。」このようにあるんですが、まず契約権者というのは誰を指しているのですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

契約権者につきましては、財務規則の第3条第1項第6号により、「町長又はその委任を受けて契約を締結する者」というふうになってございます。一般的には町長になるかと思えます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 委任を受けて契約を締結する者って、ちなみに誰になるんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

契約って町においてはですね、随意契約はほぼ町長になっているんだらうと。誰かというとそういった契約を今の時点でしていないので、これは何ともお答えできませんが、例えば県のほうなどのこの部分を見ると課長又は出先の長ですか、そういった方というふうな書き方になっていますんで、業務の責任者という者になるんだらうというふうには思っています。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 例えばそうすると、契約を結ぶべき担当課の課長というか、そういった形で考えてよろしいんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 はい、そういった受け取り方にはなるかとは思いますが、ただ実際には、そういった契約をしているというのは、私が今まで見た中では確認してございません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、契約をするのはあくまでも町長というような形でよろしいですか。分かりました。

そうするとそのところで、「遅滞なく契約書を作成しなければならない」となっているんですけど、実際に契約書って作成しているんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

契約書につきましては町のホームページ、こちらのほうにその様式がございます。そちらのほうをもちまして、請負、落札した業者等に中を記入していただいでですね、それをこちらに提出していただいているという流れになってございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 じゃ、その根拠になっている規則というのはあるんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

それにつきましては、上三川町建設工事等執行規則、こちらのほうのですね、第11条のほうに、「前条の規定による」と書いてあるんですが、「通知を受けた者は当該通知を受けた日から7日以内の期間に町長が定める契約書、こちらを作成して町長に提出するものとする」というものがございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 財務規則第82条って多分、別に随意契約のことだけじゃないかと思うので、入札に関しても多分同じことになるかと思うんですけど。先ほど「町のホームページ上に契約書があります」というお話で、それをもって多分第82条にあるような、「遅滞なく契約書を作成しなければならない」というのを満たしているというお考えということによろしいんですね。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 はい、そのとおりでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、上三川町建設工事等執行規則というところの先ほどあった第11条に、前条のというのが第10条が落札通知のことで、「落札通知の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から7日以内の期間に、町長が別に定める契約書を作成して町長に提出するものとする。」というふうにあるので、先ほどお答えいただいたような内容になるのかなとは思いますが、ここに書かれている町長が別に定める契約書というのはどういったものを指してるのか、もう一度聞いてもいいですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の町長が別に定める契約書、こちらにつきましてはホームページ上に、「町の契約書、こういったものですよ」ということで載っていますので、そちらを指しているものというふうに理解してございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、僕もホームページのほうは見せてもらったので、例えば請負契約書だったり、あと、委託契約書、請書、いろいろな変更届等々、いろんな契約書があったので、それがそうすると、上三川町建設工事等執行規則第11条に載っている町長が別に定める契約書という認識で

よろしいんですね。分かりました。

そうするとですね、これは上三川町建設工事等執行規則の第1条というのを見ると、「町が執行する建設工事、（ちょっと括弧書きは抜きますけど、）及び工事に関連する設計、調査、測量等の業務については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」というふうになっているんですけど、例えば物品の買入れとか、そういったものというのは別に何か規則というのがあるんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

物品等につきましては、上三川町建設工事関係事務要覧、こういったものがあるわけですが、こちらは指名選考委員会の委員のみが持っているものなんですけど、そちらのほうの内規のほうに定められてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 じゃ、そこでは契約書とかの関係に関してはどのように規定されているんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 この中で同じようにですね、随意契約の方式については、他のものと同じような方式を採用することとか、様式等もこの中に存在してございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 もう一度聞きたいんですけど、例えば上三川町建設工事等執行規則のほうに書いてあるのは、落札通知を受けた者、例えば随意契約だったら読み替えるそうなので契約の相手方を決定後とか、あとは当該契約の相手方というふうに読み替えるようには書かれているんですけど、これって建設工事のことであって、町長が別に定める契約書を作成して町長に提出するものとするというのは理解したんですけど、これを物品購入とかに当てはめるといのは、この執行規則を当てはめるといのは無理があるんじゃないかなと思って聞いているんですけど、いかがですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

すみません、物品につきましては上三川町物品購入等契約事務処理要領、こういったものがございまずので、そちらのほうに記載しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、契約書に関してはここにもあるように、通知を受けた者が契約書を作って提出をするというふうになっているということでもよろしいですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

物品等につきましては、先ほど私が申し上げました上三川町物品購入等契約事務処理要領の中で、上

三川町建設工事等施行規則及び上三川町建設工事等入札執行事務処理要領に準じると、こういったことが書かれています。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 分かりました。いずれにしてもそうすると、契約書は作成しなければならないというのは町のホームページ上にあるというのが、それで満たしているよということだと認識しましたし、それをもって、それをプリントして、落札した業者さんなりが記入をして持ってくるということなのかとは思いますが。

先ほど県の財務規則というか、そういったお話があったかと思うので、栃木県の財務規則は契約の締結というのが第141条にあって、「課長又は公所の長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項（というのはその下に載っているんですけど）を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、記載を省略することができる。」というふうにあるんですけど、副町長にお答えいただいてもいいんですか。どうなんですかというのを聞きたいんですけど、よろしいですか。

○議長【高橋正昭君】 よろしいと思います。

○3番【篠塚啓一君】 じゃあ、お願いします。

○議長【高橋正昭君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 今の御質問を再度確認させていただきたいんですが、申し訳ございません。

○3番【篠塚啓一君】 県の財務規則の第141条に契約の締結というのがあるんです。それは御存じかなとは思いますが、そこにも先ほど課長の答弁にもあったように、「課長又は公所の長は、契約を締結しようとするときは次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない」とあるんですけど、県も当然、作成しなければならないというふうになっているので、契約書というのは当然、県が作成しているものというふうに考えてもいいんですよね。

○議長【高橋正昭君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 県の場合もですね、当然それは規定にのっとって作成しておりますが、その作成の仕方としてですね、どういう方法を取るのか。以前であれば、確か契約書を印刷をしておいて、それをお買い求めいただいて提出していただくとか、そんな方法も取っていたかと思いますが、今、現時点はどういうふうになされているのかちょっと私も承知しておりませんが、いずれにしても作成をします。実際は「契約権者は」となっていますが、契約権者と契約者、契約する相手方とかですね、一緒に作成して両方判を押しますのというような形になるかと思いますが、一応そのような取扱いになっていると。

ただ、御案内のとおり、省略することができる場合というのが法令で定まっておりますので、そういったものについては省略しているものもあるかと思いますが、基本的には、契約書は作成するというようなことになっているかと思います。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 県のほうにも建設工事等執行規則というのがやっぱりあって、第10条のところに、やはり今度は「知事が別に定める契約書を作成して知事に提出するものとする。」というふうになって、今答弁いただいたように県のほうもホームページ上に契約書があって、お話にもあったように「買うこともできます」というふうにも書いてあって、そうすると作成というのがすごく曖昧というか、町のほうでもそうなんですけど、通常作成というふうに考えると作るものというか、都度都度作るというふうに考えるのが当然なのかなと僕は思っていたんですよ。例えば上三川町の場合も鏡があって、それからあと、契約書なり何なりというのがホームページ上にあって、それで作成というふうにならなくていいというのが、僕からするとすごく不自然というか、そんな感じがしたので、今回こういった質問をしているんですけど、実際に通常であれば委託契約書、請負契約であれば請負側が作ってもいいのかなと思うんですけど、業務委託ってなった場合に当然町側から委託するわけなので、委託側がまとめるのが普通なのかなというふうに思うんですけど、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

作成ということでございますが、実際に業者のほうで契約書の中にですね、業務委託名あるいは工事名、金額、工期、箇所などを入れてきてはございますが、それを町のほうで頂きまして、中身をきちんと間違いがないかチェックをして、初めて契約書としての形を整える、契約書としての形にして整えているのが町のほうでございますので、こちらが作成しているというふうに認識してございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 これが上三川町建設工事請負契約書という、取りあえず1個出してみました。これだけの厚さになるんで、これを製本するなり何なりということになるかと思うんですね。県のほうにもちょっと電話をして確認をさせてもらいました。作成というふうに言うと、例えばこれを製本する、例えば製本テープを貼って提出をする。じゃ、この製本テープを貼るのがどちらかと言えば、それはどちらでもということになるかと思うんですよ。それは町のほうが製本してもいいし、先ほど課長がお答えいただいたように、業者さんのほうで製本をして最終的なチェックは町でしますということなんだと思うんですけど、作成、要は「作るのは誰ですか」と聞いたときには「県側です」というふうには。

だから、それが多分、先ほど副町長がお答えいただいたようにホームページ上にあるもの、それを作成というふうに多分言っているんだろうなというふうには思ったんですけど。ホームページ上にあるものを作成。最終的にはリーガルチェックというか、内容はちゃんとチェックしていますということなので、それをもって町側が作っているんですということであればそれでいいのかなとは、それ以上は求めることができないのかなと思うので、そうするとですね、特命随意契約の場合って、例えばそこ1者しかないとか、あとは緊急性があるとか、いろんな理由があるかと思うんですけど、あとは契約の性質や目的が競争入札に適さないとか、そういった場合、業者は指定されるわけですから、それ以外の見積りというのは取ることはなく、その1者と契約をするというものでいいですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

もしですね、見積りが業者が本当に1者しかなければ1者になってしまうであろうというふうに思いますが、特命であってもですね、そういうふうな仕事をできるところが2者あれば、やはり2者取るのが通常だろうというふうには考えてございます。取れる部分があればやっぱり取っていただくと。ただ、通常はやっぱり特命ということでございますので、そんなに多くのところがその仕事はできないということで特命なので、1者になってしまうのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、先ほどあったように、「町長が別に定める契約書」ということがあったので、そうするとそれ以外の契約書というのものもあるんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 随意契約などの場合には、金額的なものから、30万円以下につきましては、契約書ではなくて請書、こういったものもございますので、そういったものは存在してございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 それは先ほどお答えいただいた町のホームページにも請書があるのは確認をしているので、今お答えいただいたように30万円以下のものであれば請書でいいのは分かっているんですけど、それって町で定めた書式になっているわけじゃないですか。そうじゃなくて、当然例えば特命の随意契約ではなく少額の随意契約の場合って、「基本、原則3者」というお話があったかと思うんですけど、「3者からの見積りを徴する」、もらうということというお話だったと思うんですけど、契約ありきの事業者に対して任意の契約書の作成を依頼して、更に「2者から相見積りを取ってきてくれ」って、そんな契約書と併せて提出するように依頼するようなことというのは、町としてはないですね。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず見積りですね、今相見積りというようなお話がございましたが、見積りは3者別々に指名というか、お願いして持ってきていただいているというふうに認識してございます。30万円以上だった場合にはですね、これは他の入札に係るような工事と同様にですね、同じような契約書を作って契約をしているところが実態でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、町のホームページ上にある、例えば業務委託契約書とかを使用するということであって、例えば業者さんが任意の業務委託契約書とかを作って持ってくるということはないという認識でいいですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

原則的にですね、町のほうのホームページにございます契約書、こちらの様式を使ってやっていただ

いていると、契約しているというのが実態であるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今原則というお話があったんですけど、財務規則のほうには「契約書を作成しなければならない」、それは町のホームページにあることで満たしているというお話だったと思うので、まずは原則というよりはそれを使わなきゃいけないんじゃないかなとは思うんですね。更に先ほどあったように、上三川町建設工事等執行規則のほうには、町長が別に定める契約書を作成して、先ほど確認をしたように、「町長が別に定めるというのはホームページ上にある契約書です」というお話だったと思うので、原則論ではなくて、必ずこの契約書を使わなきゃいけないということじゃないかなと思っうんですけど、そこら辺はどういうふうにお考えになりますか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

私、原則と申しましたが、そういうもの、町のホームページにあるものの契約書以外のものというのはちょっと私も見たことがないというか、今までやった記憶がないもんですから、そういったものが存在するということがちょっと自分の中ではないものですから、ただ、原則というのは確かに、今の財務規則とかに書かれていることからすれば、原則ではなくてそれを使うんだということにはなるかと思ひます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今のお言葉を信じてというか、実際のところ本当に僕も読み取りが甘かったのかもしれないのであれなんですけれど、いずれにしても契約書は町のほうで作成をしたものを使ってもらう、それを提出してもらおうということを徹底してもらえればいいのかとは思ひるので、ぜひその辺りは今後、そういったところを徹底してもらいたいなと思ひて、僕の質問を終わりにしたいと思ひます。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時03分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 3番・篠塚啓一君の質問が終わりましたので、順序に従ひ、5番・小川公威君の発言を許します。5番、小川公威君。

(5番 小川公威君 登壇)

○5番【小川公威君】 それでは、通告に従ひまして質問を始めたいと思ひます。

今回、私は災害対策について、学校施設の充実について、人口減少対策について、道路整備についての4点について質問いたします。

まず、災害対策について質問したいと思います。

災害発生時における町民及び関係機関との情報伝達方法の現状と今後の方針はどのように考えているか。明快なる答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

災害発生時における町民への情報伝達方法につきましては、町のホームページやSNS、かみたんメール等により情報発信を行っております。

また、携帯電話やスマートフォンを所有しておらず、かみたんメールによる情報伝達ができない世帯に対しましては、登録された固定電話に避難指示発令等の避難情報の音声発信を行っております。

関連機関との情報伝達方法につきましては、衛星回線やNTT光回線を用いた県防災行政ネットワークや県防災無線が整備されており、災害時において県、市町、防災関係機関が相互に情報の収集、伝達を行う体制が整備されております。

また、町の指定避難所間の情報伝達手段としまして、災害時優先電話や町防災無線を整備しており、災害時に備え通信手段を確保しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 ありがとうございます。様々なツールでの伝達方法があるのは分かりました。答弁の中にもあった町防災無線、これは移動系の防災無線のことかと思うんですけども、移動系防災無線は、これはあくまでも町民への伝達に使用するんじゃないかと、関係機関とかとの連絡手段として使うものなんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

移動系防災無線につきましては、ただ今議員がおっしゃったように消防自動車あるいは町の車、こういったところに付いているわけですが、その他にですね、避難所、こういったところにも置くようにして、いつでも連絡が取れるような体制は取っております。ただ、これが同報系と違いますので、これをもって町民にですね、いろんな情報が出せるかというところとそういったものではございません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 移動系防災無線は現在何台整備されていて、どのように使用をしているか。例えばですね、2019年の台風19号のときなんかはどうだったのか。その辺、教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

移動系防災無線でございますが、まず基地局というもの、これは町のほうにございます。これが1局。可搬型移動局、これは避難所あるいは上三川消防署、こちらのほうに置いている。これが17局。そし

て車載型の移動局、これが34局、これは消防団の車あるいは町の車。その他に携帯型の移動局、12局というものを持っています。

実際にですね、電話等が繋がらないといった災害、台風19号のときも電話などがつながっていたもんですから、実際にそのときには使ってはございません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、実際にそういう災害の現場などで移動系を使ったことは、今まではないということよろしいですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

消防団等がですね、火災現場、そういった所で、火災とかその他の災害で、消防団はそういった連絡方法でやっていますので、そういった所では使用してございます。ただ、その他ではどうしてもスマホといいますか、そういうものを持って、それが連絡が取ればそういうものを使っているといったところが実態でございます。

ただ、いつでも職員、これが災害があったときにですね、急に使えるかという、そういうわけにもいかない、訓練等はしているところではございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 移動系はあれですか、使用は災害発生時限定になるんですかね。それとも、通常の例えば業務とかですね、例えばスポレクとかしらさぎマラソンとか、外でですね、複数の箇所とか、あとは広範囲でやるイベントや催物なんかでも、そういった使うことなんかはできるんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

数からしてですね、そういったしらさぎマラソンとか駅伝、こういったときもそれなりの通信機器についてはリースで使っているところがございます。これ、数、限られていますんで、そういったところでは使用していない。ただ、災害には使ってないんですが、選挙や広報配布、そういったときには利用はしているというところがございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうですね、特段何か災害でしか使えないとか、そういう縛りがないのであれば、通常業務とかそういうイベントとかでも使用すれば、先ほど言ったリース代とかも浮くでしょうし、積極的に使ってもいいのかなと思いますし、実際、どこかの自治体とかはそういう使っている例もあるようですので、災害もちょくちょく発生するわけでもないんで、しばらく使用してなくてですね、いざ災害が発生した場合、不具合で使用できなかつたりとかですね、先ほど「訓練はしている」と言っていたけど、通常そうやってある程度使ってればですね、使用する者もですね、慣れてくると思いますんで、「テスト」って言ったらかわいいですけども、時々そういったものでも利用してもいいのかなと思

うんですけども、いかがですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

そうですね、当然、そういった災害、緊急のときにそれが使えないと、こういったことがあってはならないので、なるべく、なるべくというかいつでも使えるように、いろんな場面で利用できる場所では利用していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 じゃ、次にですね、町長の答弁のほうでもありましたけども、携帯電話やスマートフォンを所有してないためですね、町からのかみたんメールなどの避難情報が受信できない世帯に対して、登録された固定電話に音声で避難情報をお知らせするという制度があると思うんですけど、これは連絡は電話1回だけなんじゃないかな。例えば電話に出なかった場合とか出れなかった場合、どういふふうな対応になるんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

固定電話が繋がらなかった場合、これにつきましては一応、今の時点で再発信という機能がないのが実態でございます。ただ、登録者、こちらが着信があった場合に、それをまたかけることで情報が流れていくというふうにはなっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 1度だけだと何らかの事情で電話に出れなかった場合とか、本当に気づかない場合とかもあると思うんですね。そこら辺、何らかのですね、対応が必要ではないかと思うんですけども、その辺、どうかいろいろ考えてみてください。よろしくお願いします。

これは同僚議員が過去にも同種の質問をしたときにも聞いているんですけども、避難行動要支援者名簿、これはどのような名簿で、現在何名の登録があるんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今議員のほうから御質問がありました避難行動要支援者・要支援者名簿に関しましては、身体障害者1、2級、また、知的障害者A判定、精神障害者1級、また、高齢者等のそちらの要件に該当する方で、避難をする際に支援が必要な方が申請方式で登録していただける台帳になっております。

令和5年1月1日現在で227名の御登録があります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 すみません、先ほどのですね、固定電話の関係でもう一つ追加といいますか、大きな災害があってですね、田川の沿線で避難をしていただくと、そういった事態が発生した場合には、そういったメール等の他にですね、その関係エリアの方に全軒電話をかけると、町の職員が、そ

ういった対応を台風19号のときもやったんですが、かからなければまたかけるとか、そういったことをやっているというところがございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 その名簿なんですけども、例えば安否確認緊急通報システム対応事業というのもやっていると思うんですけども、そのような事業などとリンクはしていないんですかね。というの、重複している方もいるんじゃないかと思うんですけど、その点、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられた安否確認の通報システム、高齢者のほうで昼間に1人になる方や独居の老人の方、また、お二人とも高齢者である世帯のほうに、何か具合が悪くなったときとか、こちらの委託している業者のほうに伝わるようなシステムになるんですが、今のところ要援護者名簿と安否確認のほうの対象者のほうのリンクはさせてない状況です。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そこら辺、リンクをさせたほうがいいのか、別にさせなくてもいいのか、どうお考えですか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

台風19号のときにも、町のほうで救助等に向かったところもあったんですが、その際に同じところの対象者の方に町でも安否確認、また、社会福祉協議会のほうでも安否確認、また、高齢者の福祉施設でも安否確認ということで重複した例がありました。

今後、やはり人手が足りない中、多くの方の避難のほうを誘導するためには、その辺りの重複というのは省いていく必要があると思いますので、議員がおっしゃるとおり、いろんな意味でのいわゆる弱者の方の名簿というのは整理をして、なるべくリンクをして、重複がないような形で管理はしていくべきだと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうですね、両方とも一長一短なのかもしれないんですけどもね、何度もやはり同じ方にいろんなところからいって、漏れがない、「漏れ」と言ったらあれですけども、ないようにするのも一つで、ただ、そこはやっぱり複数の人手がかかるものですから、そういったデメリットもあるだろうし、また逆にね、リンクさせてスマートにすれば1回で済むというのがありますけども、ただその1回がもし万が一何らかの事情で漏れたりなんかしたらですね、それこそ大ごとになってしまうのでね、どっちがいいのか。リンクさせる必要があるということでしたらですね、そこら辺、徐々にですね、やっていただければいいのかなと思います。よろしくお願いします。

次に、町内在住の外国の方に対しての情報伝達はどのように行っているのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

外国人の安否確認につきましては、他の町民と同様に対応を行っており、特別な対応は行っておりません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 これ、なかなか難しいですね。ただ、やはり異国の地で災害に遭うって想像以上に恐ろしいことだと思います。何らかの縁があってですね、上三川町に住んでくれている外国人の方に対してですね、できる限りのことはしてあげたいですし、また、「ORIGAMIのまち」として今後ですね、インバウンド対策等も考えていかなくちゃいけないと思いますんで、何かそこら辺ですね、特別扱いというわけでもないですけど、何か良い手段がないかですね、今後ですね、調査研究などをしていただいでですね、いろいろ考えていっていただければいいのかなと思いますんで、よろしくお願ひします。

次にですね、令和5年6月16日に総務省消防庁のほうからですね、地方公共団体における防災行政無線等の整備推進として未整備団体の公表がありました。調査対象市町村1,741団体のうち、整備団体1,672団体、未整備団体69団体ということで、上三川町は未整備団体として公表になりましたけども、これ、私なりに調べてみますと、どうもこの数字にはからくり的なところもあるようなんですけども、何年か前ですね、私、一般質問で同報系の防災無線の整備を提案したんですけども、平成26年に2回開催したですね、防災行政無線検討委員会で「整備はしないと決定したので整備する予定はない」ということでした。検討委員会で決定したことは尊重しなければいけないし、同報系を整備するには莫大な予算が必要だったり、また聞こえづらいなど様々な問題があると思うんですけども、何より時期を逸した感もありますし、そこら辺は何とも言えないんですけども、実際この公表を受けてですね、町としてどう受け止め、どう対処していく予定なんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいました未整備団体、そちらのほうに今現在、上三川町は入ってございます。ただ、町といたしましては、ここの場合、一番危険な田川沿線、そちらに関しての対応というものは町なりに考えているところでございます。今後ですね、同報系の無線だけではなく、消防庁が言っているのは「九つの形、いろんな方法がある」と。ただ、それがですね、町にとって本当に必要か、あるいは、少しでもね、町のほうで対応できるものがあるのか、今後有効なものがあればそれは当然やっていきたいと思ひますので、その辺につきましては今後調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 消防庁のほうからですね、公表されるとあまりイメージもよくないんですけど、課長がおっしゃられましたように同報系に限らず、FM放送とか地上デジタル放送などのですね、方法もあると思うんで、そこら辺よく検討していただいで、最善の策を見つけていっていただければいいの

かなと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。学校施設の充実について質問をいたします。

近年の異常気象を考慮し、学校体育館にエアコンを整備してはと考えるが、いかがでしょうか。

なお、昨日ですね、同僚議員も同様の質問をしておりますので、重複する部分については簡潔な答弁で結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁をお願いします。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の御質問についてお答えします。

近年、気温が35℃を超える異常気象により、学校における熱中症等について繰り返し報道されているところです。

各学校におきましては、児童生徒の生命に関わる重大な問題と捉え、特に高温となる夏の期間においては、暑さ指数計を用いて細心の注意を払い、運動の可否を判断するなど、児童生徒の健康維持に努めているところです。

議員御提案の体育館へのエアコン整備につきましては、現在、各学校に冷風機や送風機を設置し、熱中症対策等において一定の効果が出ていると考えております。

体育館へのエアコン設置は有用と考えますが、多額の費用が必要となることから、現在のところ整備する計画はございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 「整備する計画はない」ということです。昨日の同僚議員の答弁もそうでしたので分かっておりましたけども、分かっている質問をするのも何となく寂しかったり、テンションもあんまり上がらないんですけども、実際問題ですね、保護者からですね、「体育館にエアコンを何とか設置できないか」という声は多いです。特に今年は暑くて体調を崩すですね、子供たちもいたようですし、何より命の問題ですから。

そこで再質問なんですけども、暑い時期ですね、夏場、体育館の利用状況はどんな感じかちょっと知りたいんですけども、体育授業、部活の学校活動ですね、あと、学校開放事業なんかでも貸出しはしていると思うんですけども、それぞれどんな状況でしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

授業での利用状況等ですが、7月なんかは体育の時間はプールとかで授業が行われていまして、体育館での使用というのは少ないものと思われまます。また、集会等においても、先ほどあった暑さ指数が超えている場合は利用せず、オンラインでの集会というふうになっていて、暑さ指数が低いときのみの体育館での集会等になってるかと思います。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 私のほうからは、学校開放事業の利用者数につきまして答弁させてい

たきます。

令和4年度の数値になってまいります、令和4年の7月につきましては、53団体が延べ191日、これ、町内の10の小中学校になります、191日利用し、利用者数は796人、8月につきましては、54団体が延べ140日利用し、利用者数が845人になっているということでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 やはり学校開放事業なんかでも結構使用をしているんですね。

それで、各学校、町内で小中で10校ありますけども、それぞれ冷風機、送風機、また大型扇風機なんかを整備していただいているようですけども、整備状況はどんな感じになっていきますか。各学校とかで出ますか、何台とか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 各学校ごとの冷風機等の設置台数ということでございますが、国の補助金で町で購入したものと、学校に配分された予算の中から買ったものと混ぜての回答になりますが、本郷小学校には冷風機が2台、本北小学校も冷風機が2台、上三川小学校も冷風機が2台、大型扇風機が4台、坂上小学校には冷風機が3台、大型扇風機が4台、北小学校には冷風機2台のみ、明治小学校が冷風機2台と大型扇風機が6台、明治南小学校が冷風機2台、中学校につきましては、本郷中学校が冷風機3台、大型扇風機3台、上三川中学校、明治中学校については冷風機の3台のみというような状況になってございます。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 学校によって数が違うというのはやっぱり何ですかね、学校の予算で買ってたりする場合もあるという解釈でよろしいですかね。

これは聞いた話なんですけども、小学生のバスケットやバレーなどのチームでですね、使用するとき、「体育館の扇風機、冷風機を使用しないで自前で用意したものを使用している」と。「足りないときは対戦相手チームにお願いして、扇風機なり冷風機を持参してもらい、台数を増やして使用している」なんていう話もあるようなんですけども、実情はどうなんですかね。貸出しとかはしていないんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 基本ですね、学校開放事業につきましては、備品をですね、管理している学校が許可した備品につきましては利用を許可している状況でございまして、現在のところ、冷風機や大型扇風機等の利用については認めていないところでございます。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そこを何とか貸せるようにしていただけないですかね。やはりせっかくあるんですから使わせてあげてほしいんですよ。昨日の答弁でもですね、室温を下げるよりもですね、休憩のときに風に当たり体熱を冷ますとの答弁がありましたけども、それだったらなおさらですね、子供チーム、数が多いときなんかですね、やっぱり扇風機、冷風機の数も多いほうがですね、一度にできるんじゃないかなと思いますんで、どうかその辺よろしく願いいたします。

文部科学省の資料なんですけれども、令和4年9月1日現在のデータで、公立小中学校の空調設備設置状況というのがありまして、全国小中学校体育館の空調設置率は11.9%、都道府県別に見ると栃木県は22.8%となっているんです。栃木県は、東京都、大阪府、兵庫県に次いで4番目に設置率が高いと。お隣の宇都宮市なんかは整備が進んでいますし、文部科学省も「今後は全国的に設置が進むんじゃないか」と言っています。

またですね、やっぱり体育館は災害発生時の避難所という側面もあります。何より使用している子供たちやですね、保護者の多くが設置を望んでおります。そういったことを踏まえて、改めてお聞きしますけれども、やはり体育館にエアコン設置は難しいのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 先ほどのですね、学校開放事業の冷風機等の使用についてですね、ちょっと先に私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

先ほど私のほうでですね、「利用のほうは許可していない」というような話はさせていただきましたが、やはり今のですね、今年ですね、こういう状況を見まして、今までは各団体で気温とかを見てですね、適切にですね、利用を行うようにというような指導をしまいましたが、やっぱりそれはもう限界かなというところも感じていまして、学校開放利用団体が各学校で管理する冷風機等をですね、来年度からですね、利用をできるようにですね、一応備品をですね、所管します各学校長の承諾は得ましたので、来年度からの利用開始に向けてですね、ルールづくりのほうはつくってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 体育館のエアコンということですが、2年ほど前まではこういう要件はなかったんですが、新たに今度、体育館にエアコンを導入するには機密性、そういったことが非常に課題となっているということで、現在、国の補助金なども、屋内運動場への空調設置については当該建物に断熱性があることを要件とするということで補助が入るようなことになっております。現在、東京都とか、それから宇都宮市なんかでも導入しているというふうなことは聞いておるんですが、これがまだ要件でなかった段階で入っていたものですから、そういった多額の予算がかかってしまうというふうなことがございます。

ですが、昨日も話ししましたとおり、非常に昨今気温が高くなっている、それからこういう導入が進んでいるというようなことで、私どもとしても十分勉強してまいりたいと思っております。それから、他市町の状況、こういったものも注視しながら考えていきたいと思っております。

それから、昨日も申し上げたんですが、体育館のほうにいろいろ話がいつてしまうところもあるんですが、エアコンについては、東京都もそうなんですが、特別教室、こういったものに導入しているところというのは意外と少ないんですね。宇都宮市であっても、体育館に全部エアコンを設置していると言いながらも、6割程度しかまだ導入されていないと。そういった面からすると、教育には十分配慮を上三川町としてはいただいているんだらうというふうに考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 今後、子供の数は減っていきますしですね、6月に保護者などに対して上三川町立小中学校の教育環境に向けたアンケート調査が行われたと思うんですけども、今後学校環境はどのようになるか分からない中です、莫大な予算がかかる体育館に空調を整備するというのは難しいテーマなのかもしれませんがね、3年先、5年先、10年先を考えることも重要だと思いますけども、今現在の子供たちのことを一番に考えてあげたいんですね。いろいろと難しい問題もありますけども、設置検討のお願いをどうかよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。人口減少対策についてお聞きいたします。

移住・定住対策の現状と今後の方針はどのように考えているか、答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

当町におきまして、平成22年に実施した国勢調査の3万1,621人をピークに人口は減少傾向となっており、平成27年国勢調査の3万1,046人を基準とした国立社会保障・人口問題研究所（通称、社人研）の推計では、2040年には2万5,524人まで減少することが見込まれております。

一方で、近年の状況は、令和3年4月1日現在で3万1,225人、令和4年4月1日現在で3万1,103人、令和5年4月1日現在で3万860人と減少傾向にありながらも、社人研の推計と比較し緩やかな減少にとどまっております。

移住・定住対策といたしましては、空家バンクの運用や定住のための住宅取得支援事業の実施、東京圏から上三川町へ移住し就業等をする者を対象とした移住支援金の交付、若者の定住やUターンにつなげる高校生中心のまちづくりプロジェクト、東京圏での認知度向上に向けた電車広告による町のPRなどを実施してまいりました。

今後も、移住・定住の促進に向けて、ふるさと納税などと連携し魅力ある上三川町のPRや、若者の地元への定着やUターンの促進のほか、就労場の創出、子育てや高齢者支援の充実など、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 答弁の中でありました移住支援事業とですね、あと、定住促進住宅取得支援金ですか、この実績を教えてくださいなんですけども、どんな感じになっておりますか。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 移住支援金につきましては、東京23区在住の方又は東京圏から23区に通勤の方が上三川町へ移住し、起業、就業、テレワークを行う方への交付金でございまして、令和4年度に1件の実績がございまして、

以上です。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

定住促進住宅取得支援事業の実績につきましては、今まで72件の実績がございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 ありがとうございます。コロナですね、テレワーク、在宅勤務などが増えて、地方移住のニーズが増えているという報道もありましたが、実際に上三川町にそのような方、コロナが理由というか、そういうことで移住してきた方って実際おられますか。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 新型コロナウイルス感染拡大に伴う働き方の変化により、本町、上三川町に移住の相談が増えたという実績はございますが、数は3件でございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 3件あるんですね。私はゼロかと思っていましたけど、よかったですね。

それでは、まず移住についてちょっと聞きたいんですけども、ある自治体では移住体験ツアーなどを行っているところもあるようですけども、その点についてどう思いますか。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 移住体験ツアー、実際、栃木県内の自治体で行われているということは重々把握しておるところでございます。その件につきましては、今後どうするのかも含めまして、生沼家住宅の活用なども今後いろいろ考えていかなくちゃならないと考えておりますので、他自治体の事例などを参考に調査研究させていただければと思います。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 課長言うとおりでですね、県内、栃木市なんかも行っていますしね、栃木県もいろいろやっていますね、いろいろ調べてみたらニーズも結構あるようなので、上三川町はJR、北関東自動車道、新4号国道など交通事情はよいですから、やり方によってはうまくいくんじゃないかなとも思うんで、一度ですね、いろいろな角度から調査研究してもよいのかなと思いますんで、どうかその点、よろしく願いいたします。

次に、定住についてですけども、上三川町人口ビジョン改定版を見るとですね、一定数東京圏への転出があり、流出人口も東京圏が400人を超えていると。若者ですね、15歳から24歳を対象にした進路・Uターン・定住希望調査では、約6割が「上三川町に住みたい、住み続けたい」と出ております。まちづくりアンケートでも、若者15歳から24歳の約8割が「上三川町にこれからも住み続けたい」と出ており、若者の定住に対する意向は高いとなっております。そういったデータを見るとうれしくなりますし、安心もしたりします。

だからこそですね、そういった人たちが就職などで町外へ流出しないためにもですね、例えば先日、下野新聞にですね、足利市が東京圏通勤者に対してですね、「特急券・グリーン券の半額を補助する」と記事が掲載されましたけども、上三川町もそういった何かしらのですね、通学や通勤の補助を考えてもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 新幹線の駅のある宇都宮市、小山市、那須塩原市のほか、栃木市や足利市、佐野市で実施されているということでは認識しております。

今後におかれましてはどういったことが効果的かということも含めまして、県内の状況であったり全国的な事例なども参考にさせていただきながら、勉強させていただきたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 これからですね、全国的に人口は減っていきますし、上三川町も例外ではありませんので、人口減少にですね、少しでも歯止めがかかるよういろいろ手を打っていかなければいけないと思います。

上三川町からですね、東京圏には十分通えると思うんです。私も実際、若い頃ですね、5年間、こちらから通っていたこともあります。財源の確保などいろいろ難しい問題もあると思いますけども、どうか御検討のほどよろしく願いいたします。

では、最後にですね、道路整備についてお聞きします。

石橋駅東地区と中心市街地を直線的に結ぶ予定4号線を含む石橋駅周辺の道路整備についてどのように考えているか、答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

石橋駅周辺の道路整備計画につきましては、上三川町都市計画マスタープランにおいて、駅東交差点からの南北軸に予定1号線、東西軸に予定4号線が構想路線として位置付けております。

予定1号線につきましては、これまで石橋駅東土地区画整理事業、町道整備事業により整備を推進してきたところでございます。

現在、多功地内において県により県道結城石橋線の整備が実施されており、今後も県に対し整備促進を要望してまいります。

予定4号線につきましては、過去に駅東交差点と明治中学校南西の交差点を結ぶ約1.4キロメートルの事業化を目指しましたが、現在は事業凍結となっており、現段階で事業再開の予定はございません。

事業再開の時期につきましては、今後の社会情勢や財政状況などを踏まえながら、長期的な視点で検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 この質問は過去に5回しておりまして、今回で6回目になります。

まず、石橋駅の東側テクノパークからゆうきが丘を南北に結ぶ予定1号線ですけども、現在整備が進んでいますけども、これは県の事業ですので質問ではなく要望という形にさせていただきたいんですけども、前回の質問のときもお願いしましたが、小学生の通学路と交差する箇所についてですね、信号機設置の要望書をPTA、学校関係者、学区内の全自治会長さんなどの連名で警察のほうへ提出しております。先日、確認したところですね、まだ整備途中なので確実に信号機が設置するかどうかははっきり分からないということだったので、改めてですね、町のほうからも県や警察のほうにですね、働きか

けをお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、予定4号線ですけども、凍結から14年になります。凍結のときに生まれた子供はもう中学生になります。凍結を解除するにはですね、何かしらの理由が必要だと思いますけども、来年にはORIGAMIプラザが完成し、その中に吉澤章先生の記念室もできます。町外からはもとより、海外からもですね、観光客を呼び込むときですね、町の西側の玄関である石橋駅からORIGAMIプラザまでを直線的に結ぶ道路は絶対に必要だと思います。ですので、どうか早期のですね、凍結解除、事業再開をお願いいたしまして、私の全ての質問を終えたいと思います。

どうも皆さん、お疲れさまでした。

○議長【高橋正昭君】 5番・小川公威君の質問が終わりました。

○議長【高橋正昭君】 一般質問につきましては、これをもって終わります。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日6日は休会とし、7日は午前9時から常任委員会審査を行います。お疲れさまでございました。

午前11時50分 散会